
QA34 紅茶やウーロン茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか

飲料水の区分に含まれる茶については、特に摂取量が多く水との代替関係が強い緑茶が該当します。緑茶は、せん茶と、これに類するものとして玉露、ほうじ茶、玄米茶など、チャノキを原料とし、茶葉を発酵させていないものを指します。一方、茶葉等から浸出又は抽出して飲まれる飲料であっても、緑茶と麦茶以外の、紅茶、ウーロン茶、ハーブティ、杜仲茶、ドクダミ茶、レギュラーコーヒーなどについては、摂取量に個人差があると考えられますが、平均的には摂取量が多くはなく、水との代替関係が特段に強いとは言いきれないため、飲料水の区分には該当せず、飲む状態で一般食品の基準が適用されます。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日